

義務教育無償、義務教育費の財源確保を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数を確保という国の責任を果たすためのものであり、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障する重要な制度である。

政府は「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外」とすることを閣議決定し、また、全国知事会等地方 6 団体も同様の意向を示したことから義務教育費国庫負担金については、一括交付金化しない方向で検討を進めている。しかし、政府内には一括交付金化への言及があるなど、その意図は払拭されていない。

文科省は昨年、30 年ぶりに 40 人学級を見直し、35・30 人学級の実現を目指した「新・教職員定数改善計画（案）」を策定し、教職員定数改善を要望したが、小学校 1 年生の 35 人学級の実現にとどまった。学校現場においては、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、同案の確実な実施が不可欠である。

小中学生を持つ保護者は、給食費、修学旅行費、教材費などの負担がある。また、生活保護・就学援助受給世帯が急増している現在、子どもたちの教育を保障するためには、政府による教育予算の拡充が最優先課題と言える。

よって、国会及び政府においては、義務教育無償、義務教育費の確保・充実に努めるため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持するための財源を確保すること。
- 2 義務教育無償を実現するため、保護者負担をなくすよう、教育予算を拡充すること。
- 3 「新・教職員定数改善計画（案）」の確実な実施と、教職員定数の改善を早期に行うこと。
- 4 学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算拡充を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 23 年（2011 年）6 月 30 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
文部科学大臣

（提出者）全議員